

# 【学生および職員の対応について】

(第3版 2020-06-08)

## 1. 学内で感染疑い者（学生、教職員）が出たら

- ① 即時帰宅させる
- ② 自宅待機で届出チャートに従う（別添届出チャート参照）
- ③ 教務担当課または人事課、保健センターにその旨を連絡

## 2. 学生（教職員）に感染疑い者が出たら

- ① 自宅待機（各学部部署で対応、または保健センターが説明）
- ② 症状を確認し、基本方針2（健康管理）および基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
- ③ 自宅待機になったなら、届出チャートに従う（別添届出チャート参照）

## 3. 学生（教職員）に感染者が出たら

- ① 該当者が濃厚接触している可能性を確認
- ② 濃厚接触者については、基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
- ③ 届出チャートに従う

## 4. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染疑い者が出たら

- ① 生活する部屋を分け、マスク、手洗いを徹底する
- ② 各学部部署に連絡し、登学・登校（出勤）について保健センターに相談する
- ③ 保健センターより基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従うよう指示があった場合は、感染疑い者（家族）の症状が消失するまで自宅待機とし届出チャートに従う

## 5. 学生（教職員）の家族（同居者）に感染者が出たら

- ① 濃厚接触者と判断する
- ② 基本方針3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う
- ③ 届出チャートに従う

## 6. 臨床実習先に感染者または感染疑い者が出たら

- ① 該当患者との接触状況を確認
- ② 基本方針の2（健康管理の③）に該当する場合は濃厚接触者と判断し、基本方針の3（感染者・濃厚接触者・感染疑い者の取り扱い）に従う。自宅待機の際は届出チャートに従う
- ③ 基本方針の2の③以外では、基本方針2（健康管理の①、②）に従う。症状がなくても、場合によっては数日間の自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）を指示（保健センター判断）